

別記様式

		担当課	都市計画課
会議の名称	鴻巣市都市計画審議会		
開催日	令和2年12月18日(金)		
開催時間	13時30分開会・14時40分閉会		
議長(委員長・会長)氏名	会長 田尻 要		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	菅野 博子 竹田 悦子 秋谷 修 川崎 葉子 加藤 英樹 芝寄 和好 金子 裕太 田尻 要 府川 昭男 渡邊 清彦 佐藤 泰彦 宮永 文雄 寺崎 孝雄 新井 正 (会長1名、委員13名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	関口 知子 小島 孝文(2名)		
事務局職員職氏名	都市整備部長 都市整備部副部長 " 都市計画課長 " " 副参事 " " 副課長 " " 計画担当副主査 " " 計画担当主任 " " 計画担当主事	山崎 勝利 三村 正 矢部 正樹 福智 秀一 高瀬 武志 飯塚 大輔 本間 直人 阿部 奈々	
会議の内容	<p>○ 議題 議案第1号 鴻巣都市計画生産緑地地区の変更(案)について(鴻巣市決定)</p> <p>(決定内容)</p> <p>○ 議案第1号について説明を行い、質疑応答を行った。質疑応答の内容については次のとおり。 議案第1号は、賛成多数で原案のとおり可決された。</p> <p>(説明の概要)</p> <p>○議案第1号 生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限解除されたことにより、生産緑地地区の変更を行う。</p> <p>(主な質問事項)</p> <p>Q. 生産緑地から解除されることにより、都市計画税・固定資産税はどのように変わるのか</p> <p>A. 生産緑地地区として指定された土地は、農地課税として取り扱われますが、廃止後は、宅地などの転用内容に応じた課税となります。</p> <p>Q. 解除後の各々の地域の生産緑地面積は</p> <p>A. 参考資料「生産緑地法の概要」の3,4ページに記載がありますのでご確認ください。</p> <p>Q. 小松3丁目解除後の活用として開発が行われた場合、公園整備はあるか</p> <p>A. 開発における公園又は、緑地の整備基準は鴻巣市開発事業指導要綱等で定められています。当該地においては、開発が行われますが、公園の整備は行われません。</p>		

	<p>Q. 「花と緑の都市宣言」をしようとしているが、生産緑地解除後の政策はあるか</p> <p>A. 解除後は都市計画としての政策はありません。平成29年の生産緑地法の改正では、生産緑地地区内での農作物の製造・加工施設の設置や農家レストランの建築が可能となったり、指定後30年経過後も税制等の優遇を継続できる特定生産緑地制度の創設があり、また、平成30年度には、相続税の納税猶予を行っている生産緑地においても賃借が可能となりました。こうした制度を周知し、生産緑地の保全に努めてまいります。</p> <p>Q. 吹上第18号生産緑地地区は写真で見る限り、転用されているのでは。</p> <p>A. 吹上第18号生産緑地は、平成31年3月に、行為制限の解除がされ、その後転用されたものです。議案書の写真は、令和元年12月に撮影したもので、現況は駐車場となっています。</p> <p>Q. 30年経過や主たる従事者の死亡・故障の場合に出される生産緑地の買取申出の際は市が買い取るのか？</p> <p>A. 市は、都市計画道路などの公共用地として土地利用を図る計画や、事業の進捗、予算の状況によって、買取り希望の有無を判断します。今回の生産緑地地区では、公共用地として土地利用を図る計画がなかったことから、買取り希望はなく、行為制限の解除がされ、都市計画変更を行うため、議案として提出したものです</p> <p>Q. 参考資料「生産緑地法の概要」で「将来、公共施設等の敷地として適していること。」とあるが、今後必要とする公共施設と必要な農地の展望があるのか。</p> <p>A. 都市計画道路として計画された区域内の生産緑地は、道路整備を行っていきます。また、それ以外の区域の生産緑地は、現時点で具体的に公共施設の計画はありません。</p> <p>Q. 農業就労人口が年々減少しているが生産緑地の保全をどのように考えているのか。</p> <p>A. 生産緑地を維持していくには農業就労者の維持が大変重要と認識しております。都市計画政策のみならず農業政策にも関わってきますので、今後、農政課等に情報提供していきたいと考えております。</p>
配布資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 審議会席次表 3 委員名簿 4 傍聴規程 5 議案書、各資料 6 正誤表 7 審議会条例・運営要領